

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年11月29日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則	
○富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則	1

規 則

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年11月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第51号

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第 108号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第 7 条第 2 号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第 152号）第10条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改め、同条第 2 項中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

二級建築士又は木造建築士が法第 8 条の 2 各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときにおいて、当該各号に定める者（以下この項及び次項において「届出をすべき者」という。）が同条の規定による届出をしようとするときは、届出をすべき者は、別記様式第 3 号の 2 による届書を知事に提出するものとする。

第6条第4項を削り、同条第3項中「失^{そつ}踪」を「失踪」に、「その旨を知事に届け出る」を「第1項に規定する手続を行う」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 届出をすべき者は、前項の届書に、法第8条の2第2号の場合にあつては免許証又は免許証明書を、同条第3号の場合にあつては病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて知事に提出するものとする。

第6条第5項中「第3号から第5号まで」を「(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当するときに限る。)若しくは第2項」に、「(法第9条第1項第3号の規定による場合にあつては、法第8条の2第3号に掲げる場合に該当するときに限る。)においては」を「においては、当該二級建築士又は木造建築士(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士、木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)は」に改める。

第7条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第10条の9第1号中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

第10条の10各号列記以外の部分中「第9条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第10条の11中「前条第3項」を「前条第4項」に、「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

別記様式第1号の(表面)中

「 私は、二級建築士
木造建築士 の登録免許を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証
明書を添えて申請します。私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。」

「 私は、二級建築士
木造建築士 の登録免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを
添えて申請します。私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。」

写真ちよう付欄	を	写真貼付欄	に、
---------	---	-------	----

欠 格 事 由	1	後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる <input type="checkbox"/>	いない <input type="checkbox"/>
	2	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 _____ あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	3	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 _____ あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	4	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 _____	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	5	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
		年 月 日から	年 月 日まで	

を

欠 格 事 由	1	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 _____ あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	2	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 _____ あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
	3	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 _____	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
		年 月 日	年 月 日	

4	建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
5	精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

に改め、同様式の備考1中「写真ちよう付欄」を「写真貼付欄」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式の備考2中「はり」を「貼り」に改め、同様式の（裏面）中「富山県収入証紙ちよう付欄」を「富山県収入証紙貼付欄」に改める。

別記様式第3号の2を次のように改める。

別記様式第 3 号の 2 (第 6 条関係)

二級建築士 届書 木造建築士				
建築士法第 8 条の 2 富山県建築士法施行規則第 6 条第 4 項 年 月 日 の規定により届け出ます。				
住所 届出者 氏名 電話				
富山県知事 殿				
届出者と建築士との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 失踪の届出義務者				
ふりがな 建築士の氏名		生年月日	年 月 日	性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
登録年月日	年 月 日	登録番号	<input type="checkbox"/> 二級建築士 第 号 <input type="checkbox"/> 木造建築士	
届出事由	<input type="checkbox"/> 建築士法第 8 条の 2 第 1 号に該当 <input type="checkbox"/> 建築士法第 8 条の 2 第 2 号に該当 <input type="checkbox"/> 建築士法第 8 条の 2 第 3 号に該当 <input type="checkbox"/> 富山県建築士法施行規則第 6 条第 4 項に該当			
届出事由発生年月日	年 月 日			
※ 処理欄				
備考				
1 建築士法第 8 条の 2 第 1 号に該当する場合はその相続人が、同条第 3 号に該当する場合は本人又はその法定代理人若しくは同居の親族が、富山県建築士法施行規則第 6 条第 4 項に該当する場合は失踪の届出義務者が届け出ること。				
2 ※印のある欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。				
3 届出事由発生年月日の欄は、建築士法第 8 条の 2 第 2 号に該当する場合は、刑の確定年月日を記入すること。				

別記様式第3号の3中「第6条第2項」を「第6条第3項」に、

「

二級建築士	第	号
木造建築士		

」を「

<input type="checkbox"/> 二級建築士	第	号
<input type="checkbox"/> 木造建築士		

」に改める。

別記様式第3号の4を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県建築士法施行規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)